

ありがとうございました。

○伊佐主査 これにて赤嶺政賢君の質疑は終了いたしました。

○清水忠史君。

○清水分科員 日本共産党的清水忠史でござります。

初めに、JR鳴野駅のすき間転落事案について質問いたします。

駅ホームと列車のすき間から乗客が転落する、いわゆるすき間転落の問題についてですが、私が

二〇一六年十二月にすき間転落の問題を取り上げた際、当時の国土交通大臣は、すき間転落事案について、二〇一六年度より把握すると答弁しました。

二〇一六年度から二〇一九年度まで、すき間転落事案について教えていただけますか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

鉄道事業者からの報告によりますと、全国の鉄道駅において、乗降時に車両とホームのすき間に体全体が転落した事案として報告が出ておりますのが、二〇一六年度で二百七十件、二〇一七年度で二百十八件、二〇一八年度で二百八十五件となつております。

また、乗降時の踏み外しなどによりまして、片足などの体の一部が車両とホームとのすき間に転落したような事案を加えてカウントいたします

○清水分科員 非常にすき間転落事案はふえておりまして、実は、ホームからの転落要因の約一割

がすき間転落事案ということだと思つんですね。写真をごらんいただきたいと思うんですが、こ

ちら、大臣、資料はないんです、写真だけなんですね、済みません。

これはJR片町線の鳴野駅といいます。ごらんいただいたように、曲線半径が非常に小さくて、かなり曲がっている特殊な駅、ホームになつております。

ここではホームと列車の間に非常に大きなすき間が生じておりまして、大臣、これも写真なんですか。

すけれども、一番すき間が開いているところで二十・五センチあるんです。過去に転落した保育園児の頭部の直径を図りますと十四センチ程度だったということで、すっぽり落ちてしまうというふうになつております。

この鳴野駅については、二〇一五年度と一六年度途中まで二十一件の転落事案があつたというこ

とを紹介しましたが、この三年間、二〇一六年度以降、JR鳴野駅のすき間転落の件数についても同様に教えていただけますでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

JR西日本によりますと、鳴野駅の学研都市線の下りホームにおいて乗降時に車両とホームとのすき間に転落した事案の件数については、二〇一

六年度が十一件、二〇一七年度が三件、二〇一八年度が三件、二〇一九年度が十四件と報告を受けております。

なお、これらの事案は乗降時の踏み外しなどに

よりまして片足などの体の一部が車両とホームとのすき間に転落した事案ばかりという点でござ

いまして、体全体がホームの下まで転落したよ

うな事案ではなかつたというふうに報告を受けてお

ります。

○清水分科員 四年前に指摘してからも、この転

落事案といふのは解消されないどころか、二〇一

九年度は十四件と逆にふえているということであ

ります。

私が聞いたところでは、保育園児あるいは学生

だけではなく、通勤途上の方々もかなりすき間転

落をしているということなんですね。今、局長の

この間、JR西日本は、鳴野駅のすき間転落を

防止するためにどのような具体的な対応を行つてきたのか、教えていただけますか。

○水嶋政府参考人 お答えを申し上げます。

ホームからの転落防止対策につきましては、国土交通省では、これまでに発生した痛ましい転落事故などを受けまして、技術基準省令や有識者による検討会での取りまとめなどによりまして、具体的な方策をお示ししてきましたところでございます。

このJR西日本の鳴野駅につきましても、これらを踏まえましてさまざまな対策を行つてお

ります。

まず、ハード面では、非常時に列車を停止させるための押しボタンを設置する。ホーム端部の危険性の注意喚起を行う赤いライン、いわゆるCPLAイン、これはカラーサイクロジーラインといいまして、赤いラインを引いて視覚的、心理的にホームの端つこの危険性の注意喚起を行うもの、そういったCPLAインを引く。また、車両とホームとのすき間に軒下を小さくするためのくし状ゴムを設置する。また、すき間の存在を知らせるためのスペー

スライドを設置する。これは、ホームの下に設置したライトを列車が入つてきましたときに点滅させることで、ホームの下から車両を照らしまして乗降客に対して注意喚起を促すというライトでござりますが、そういうライトを設置する。ある

いは、足元の注意を促す大きなステッカーなど

の、ハーフ面での対策を行つてきておると。

また、ソフト面も、朝夕のラッシュ時間帯におけるホームへの係員の配置を行つておるほか、カメラの拡大映像による曲線部分の監視を行つていいふるとの報告を受けておるところでござります。

○清水分科員 今御答弁いただきましたが、いろ

いろやられた結果どうなのかということなんですね。

今、車掌がモニターで、大臣、済みません、こ

れも写真だけで申しわけない、車掌が一番後ろか

ら確認するんですけど、手前の車両一両しか見えないんですよ、カーブしていますから。モニ

ターで確認するんですけど、モニターと

いうのはすき間転落を確認するものではなくて、

ドアの開閉を確認するものであります。そういう点では、このすき間転落そのものを防ぐ、ある

いは起つたときにはすぐに救難する、そういう仕組みにはなつております。

それで、前の国土交通大臣は、個々の駅におけ

るホームの係員等の配置について、安全確保を前

提に、必要に応じてホーム係員等の配置を見直すといった対応が重要である、こういうふうに答弁されたんですが、四年経過しても重大事故につな

たが、これは朝七時から八時四十分まで、それと夕方は十七時三十分から十八時三十分だけなんですか。

すよね。私が聞いたところによると、この朝夕ラッシュ時以外に転落しているという方もおられます。

そういう意味では、事実として、いろいろ具体的に対応してきたけれども根絶するには至つていらない、これはそのとおりですね。答弁いただけます。

かりかねない転落事故が根絶されていない。
先ほど、二〇一七年度、一八年度、三件、三件
というふうにおつしやられましたけれども、これ
は、実は申告されていない方もいらっしゃるわけ
ですよ。足がずぼつとはまつてすりむいた、で
も、恥ずかしいから、もうそのまま電車に乗つて
通勤に向かう、そういう方も多いわけですよね。
また、毎日、このように書類を提出して通勤電車に通つて、

に、事業主体である大阪市と阪神高速道路株式会社、そして河川管理者である近畿地方整備局が共同で事務局となつて技術検討委員会を設置し、検討を行つてきたわけですが、技術検討委員会報告書案というものが、その案が取れて正式に報告書となるのはいつか。また、技術検討委員会では、案を取る段階、正式な報告書となる段階でどう

順を検討するというものとしてスタートしていくものでございまして、工事の詳細設計を進めると同時に、本報告書の確認手法を活用し、その時点での最新データや基準類を当てはめ、検証、設計をする、こういった性格のものであると承知してございます。

実は調べるとこの順位駄から京橋駄までの一区間は、JR西日本管内でも乗車率が一番高いということなんですよ。つまり、乗車するときに押し出されたりして、そのときにすき間転落をされる、足をすぼつとはめてしまうという方もおられるわけなんですよね。

の国々交連委員会でハーバード、わが國にかかわる
ましたね。私も参考人質疑を聞かせていただきま
したけれども、やはり視覚障害者の方からは、駅
のホームから落ちたときの対応、相当な力が必要
だ、駅員の助けがなければ引き上げられない、事
任を持つところはきちっと持つ、バリアフリーが
発展するためには人による対策を進める、これか

○北村政府参考人 お答え申し上げます。
　淀川左岸線二期事業に関する技術検討報告書につきましては、淀川左岸線二期事業の建設に当たるまじめ、構造物の安全性、施工方法及び維持管理のようなことが議論された、その際、最終報告書がどのように手直しされたのか、教えてください。

ない高速道路をつくるわけで、技術検討委員会を立ち上げて、報告書をずっと練り上げてきたわけじゃないですか。そして、東日本大震災以降の、わゆる海溝型地震の新しい波形というものが盛り込まれていないわけですよ。これは、私が指摘してもかかわらず、盛り込まなかつた。

○赤羽務大臣 もちろん、本一ム上の係員の配置というは、旅客の転落防止には重要な要素であるといふふうに思つておりますが、今、今回の資料をちょっと見させていただいておりましても、係員の配置があつた時、時間帯でも結構これは発生しているということなので、私はちょっと現場は見て

ますけれども、もちろん、駕駆員を配置したからといって、すき間転落そのものを防止することはできないかもしだれない。しかし、転落したときすぐに救助し、そして車掌や運転士に列車の発走を停止するよう指示を出す、あるいは非常停止ボタンを押す、これは人間にしかできませんか

株式会社並びに河川管理者である近畿地方整備局が共同で事務局となり、大学教授などの学識経験者で構成される技術検討委員会を設置し、その検討事項を取りまとめたもので、平成二十九年十一月一日に正式な報告書として取りまとめられております。

いわゆる施工管理だとか技術基準なんというのではなく、大きく変わるべき可能性があるわけで、それを見直さず、持ち回りで、平成二十三年からずっとやつてきて、最後、正式な報告書になるときに、委員会も開かず、持ち回りで決裁したというのは、私はこれは横着だと言わなければなりません。

係員の配置があった時時間帯でも結構これは発生しているということなので、私はちょっと現場は見ておりませんが、相当これはラッシュがひどい時間帯で、ですから、係員の配置だけでこれはゼロに根絶できるのかという問題ではないのではないかと。

を停止するよう指示を出す、あるいは非常停止ボタンを押す、これは人間にしかできませんから、ぜひ万全な対応をとるということでありますので、引き続き防止策について指導していくことと、引き続き、すき間転落事故について経過を調査していただきたい、このことを西

正月一日に正式な報告書として取りまとめられております。

正式な報告書とするに当たりまして、その前年の二十八年三月二十五日に開催されました第七回委員会において、今回の意見を踏まえ、技術検討報告書案及び概要版の修正を行つた上で各委員の

も開かず持ち回りで決裁したといふのは、これは横着だと言わなければなりません。それで、次の質問なんですが、河川法に基づいて申請がなされた際には、最新の指針に基づいて確認するとすつと当局は答弁してきましたわけなんですね。どのような形で河川協議がなされたのか、数々伺ふところ。

せんが、いずれにしても、よく、結構時間帯も分析されておりますし、多分、やはり構造上、二十三時半といふと相当広いので、ですから、今、一区西こは、ラッシュ時で旅客の皆さんが集中を回

続きまして、高速道路淀川左岸線二期事業について質問いたします。

の委員の意見を踏まえまして、追加検討した結果を反映し、事務局がそれぞれ各委員を個別に訪問し説明する、いわゆる持ち回りで了承を得たものでございます。

○五道政府参考人 お答え申し上げます。
平成二十九年十一月に、事業者である大阪市及び阪神高速道路株式会社から、国土交通省にし、河川法に基づく工作物設置等の許可申請が行

避するための分散乗車の誘導とかされているといふうに報告は上がっていますが、こうしたことでも踏まえて、一つのことをやればこれが全部クリアできるというような状況じやないんじやないか、相当特殊な状況があるのでないかと思いますので。

老江ジャンクションから北区の新御堂筋までをつなぐ四・四キロの区間、この堤防沿いにボックカルバートを継続方向に並べて自動車を走らせる、わかりやすく言えば、堤防の中にトンネルを設置して高速道路にするという、いわゆる淀川堤防と道路構造物を一体化させた前例のない道路工

○清水分科員　技術検討報告書そのものに、新しい知見だとか、あるいは、その間に出来た意図など、いろいろな点で、どうも盛り込まれましたか。それ、質問なんですかね。

○北村政府参考人　お答え申し上げます。

本報告書には、例えば、東日本大震災による地盤沈下、土砂崩れ、浸食など、はるかに複数の災害が発生しましたが、その多くは、これまでの常識では予測できませんでした。そのため、この報告書では、これまでの常識を覆すような新しい知識や、これまでの常識では予測できなかった災害の発生機序などを記載しています。

震の波形など、そういう二点最新の知見などは反響されてございませんが、それは、もともと、本検

国土交通省では、この申請は文し、東北地方
平洋沖地震等を考慮して改定を行つた最新の河川

の認識もそうですし、この会計検査院の報告書を読みますと、近畿財務局の方から大阪航空局に対して、六億じゃダメだと、六億を八億に、もう少し、もうちょっと、こういう働きがあったということは記載しております。ところが、赤木さんの御遺族の感覚というのは、航空局にだまされたと。近畿財務局の担当職員も、航空局は動かなかつた、こういうふうに言つてはいるんですけども、これはどっちが正しいんですか。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

平成三十年四月に近畿財務局が見積りを八億円ほどとするように持ちかけたという報道があつて、それ以降、私も航空局の方で、大阪航空局において当時見積作業を担当していたと考えられる職員を中心に聞き取り調査を行つたところでございます。

国会にも御報告をしておりますけれども、職員

は、三人の方が会議に出席をしていて、正確な表現は記憶していないものの、将来にわたつて瑕疵があると言わぬようにもう少し広げた方がいい趣旨の話はあつたが、八億円程度といつた趣旨の話については言われた記憶はないという職員、また、もう少し広げた方がいいのではないかといつた趣旨の話はあつたが、八億円程度といつた趣旨の話が近畿財務局の方からあつたという職員、また、もう少し広げた方がいいのではないかといつた趣旨の話はあつたが、八億円程度といつた趣旨の話が近畿財務局の方からあつたという職員がいたところであります。

そこで、近畿財務局から八億円程度という趣旨の話を聞いたという職員は、あわせて、大阪航空局としては、過去の調査報告書や地歴等の資料を積み上げながら、ごみの見積範囲を設定し、積算基準に沿つて積算をするので、その結果が言われた趣旨のようになるかは見積りをしてみるとではわからないと思っていましたと申しており、額あたりの見積りは否定をしております。

なお、この点については、平成三十年の会計検査院の検査結果においても、「増額依頼することができなかつた。」[見積金額を増額するような作為があつた]と見受けられました。

たとは認められなかつた。」と認定をしているものと承知をしております。

○清水分科員 時間が来ましたので、最後に、ぜひ赤羽大臣にお答えいただきたいんですね。

実は、赤木さんの御遺族がインターネットでの御遺族の感覚というのは、航空局にだまされた

殺される前の赤木さんがうその手記を書くんですか。そこをやはりもっと重く受けとめる必要があると思いますし……(赤羽国務大臣)ちょっと待つてください」と呼ぶいや、真偽定かでないというふうにおっしゃつた。(赤羽国務大臣)「ちょっと待つてください」と呼ぶちょっと待つて、いや、先に答弁……(赤羽国務大臣)「いやいや、どうぞ」と呼ぶ

○伊佐主査 やはり夫が自殺しなければならなかつたのか、公文書改ざんの問題について、再調査を求める署名を集めたところ、私がこの質問に入るまでに二十八万七千人の方が賛同する、もうすぐ三十万人に到達するということなんですね。やはりあの手記によつて新しい事実も明らかになつていると思ひます。

この奥さん自身が何と言つてはいるかというと、もとをただせば、この国有地の値引き売却が問題だ、このようにおっしゃつておられるわけで、今答弁していただきたいけれども、近畿財務局と大阪航空局の言い分というのも整合性はあります。

(赤羽国務大臣)手記についてうそだなんて言つてはい。この続きを」と呼ぶ)いや、大臣、一言最後、御発言いただいて。(清水分科員)「いや、私が最後、じや」と呼ぶ)わかりました。

○伊佐主査 いや、もう申合せの時間が既に経過しておりますので……(清水分科員)「そうですね、はい。この続きを」と呼ぶ)いや、大臣、一言最後、御発言いただいて。(清水分科員)「いや、私が最後、じや」と呼ぶ)わかりました。

○伊佐主査 いや、もう申合せの時間が既に経過しておりますので……(清水分科員)「そうですね、はい。この続きを」と呼ぶ)いや、大臣、一言最後、御発言いただいて。(清水分科員)「いや、私が最後、じや」と呼ぶ)わかりました。

○伊佐主査 いや、もう申合せの時間が既に経過しておりますので……(清水分科員)「そうですね、はい。この続きを」と呼ぶ)いや、大臣、一言最後、御発言いただいて。(清水分科員)「いや、私が最後、じや」と呼ぶ)わかりました。

○伊佐主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○伊佐主査 これにて本分科会の審査は全て終了いたしました。

すので、御協力をお願いします。

○清水分科員 はい。

○伊佐主査 これまで清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○伊佐主査 これにて本分科会の審査は全て終了いたしました。

のなかと、後で明らかにしていただいたら……